

厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設整備基本計画（案）
パブリック・コメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 28 年 1 月 5 日（火曜日）から平成 28 年 2 月 5 日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 24 人
(2) 意見の件数 128 件

3 意見の反映状況

No.	反 映 区 分	件数（件）
1	計画に反映させたもの	2
2	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	1
3	今後の取組において参考にするもの	8
4	計画に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問・要望）	117
	合計	128

4 意見と組合の考え方

別紙のとおり

5 問い合わせ先

厚木愛甲環境施設組合事務局

〒243-0017

神奈川県 厚木市栄町 1-16-15 厚木商工会議所 4 階

電話：046-297-1153 ファックス：046-221-5322

電子メール : atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

ホームページ : <http://www.h7.dion.ne.jp/~atsuai-k>

【別紙】

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
1	<p>今般のごみ中間処理施設整備基本計画(案)には排ガスの表示に関して記述がない。例えばダイオキシンについてはどのように測定し、どう表示するかの検討さえしていない。</p> <p>現状のダイオキシン類の測定が年2回、それも運転が安定したときの結果などと聞くと、どんなに数値が低くても誰もが不信感を持つ。ごみ質は日々千差万別、毎日毎日いろんなごみが混ざって燃やされるのであろうから、経費もあまりかからないのであれば、正々堂々と常時監視をすべきだ。</p>	<p>ダイオキシンの測定方法については、国の測定方法、ガイドラインに基づき行ってまいります。</p> <p>「7 施設配置・敷地内動線計画 ⇒ (5) 関連設備等 ⇒ イ 煙突」に排ガスデータ電光掲示板(常時監視)の設置に関して記述を加えます。</p>	1
2	<p>新しいゴミ中間処理施設の資料を拝読しすばらしい最新施設が出来る事に大いに期待しています。内容を見ますと非常に環境にやさしい施設が出来る事がわかります。</p> <p>1. 住民に愛される施設</p> <p>① 小・中学生の環境教育(夏休み等を利用して)</p> <p>② 住民に対する環境教育</p> <p>2. 環境にやさしい施設</p> <p>① ダイオキシン、水銀、ばいじん等に対する数値が常時見られる設備の設置</p>	<p>排ガスに対する数値が常時見られる設備の設置については、「7 施設配置・敷地内動線計画 ⇒ (5) 関連設備等 ⇒ イ 煙突」に排ガスデータ電光掲示板(常時監視)の設置に関して記述を加えます。</p> <p>また、その他の御意見については、今後の基本設計の中で検討してまいります。</p>	1
3	<p>P29 9. 施設の整備・運営・維持管理計画</p> <p>(1) DBO方式の問題点を記述すべきである。</p> <p>(2) チェック体制は、組合と地域住民意見とあるが、専門化していく技術に対してこれではないに等しい。専門化していくのに比例したチェック体制を作るべきである。</p>	<p>P31 「(3) チェック体制及び情報公開」に記載のあるとおり、DBO方式の課題に対する対策として、チェック体制の整備や情報公開を行います。チェック体制は、学識経験者(専門家)を含んだ組織又は外部委託を考えています。</p>	2
4	<p>施設整備の基本方針1、7に関連イ)計画書に設備稼働時の「温室効果ガス(二酸化炭素、フロン、メタンなど)」の排出予想量[単位: kg等/年]で表示を検討されたい。また、稼働後の実績データも安心設備の稼働証明に利用されたい。</p> <p>ロ) 建物に利用される木材は、可能な限りFSC認証木材(北海道産ペター)利用を考慮願いたい。地球温暖化予防啓発にも効果を期待している。また自然環境への保全を期待する。</p> <p>施設整備の基本方針5に関連</p> <p>水素エネルギー社会に向けた企業誘致などの為に回収された熱エネルギー → 電力の一部で水を電気分解し、水素を作り出し水素吸蔵合金に貯蔵し、用途に合わせた熱源利用や発電利用の研究にも資する複合施設(焼却と水素エネルギー利用)はどうか。</p>	<p>電気やガスの場内使用量、場外の余熱利用量が未確定のため、基本計画の段階では表示することができません。</p> <p>今後、施設基本設計を行う中で、こうした数値を確定させるとともに稼働後の実績データへの活用を検討してまいります。</p> <p>施設建設で木材を使用する場合は、御意見いただきましたFSC認証木材を検討してまいります。</p> <p>水素エネルギー関係につきましては、御意見として承ります。</p>	3

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
5	<p>災害時の避難所機能について、定員は何名を想定しているのでしょうか。見学者の受入れ等で使用する部屋＝会議室を開放しますということだと説明されたが、定員や対象地域など利用方法を定義しないのでは絵に描いた餅とおなじです。</p>	<p>新施設は、災害時には会議室などを利用して地域の皆様の避難所としての機能も併せ持ちます。現在の計画では、あくまで一時的な避難所として考えており、具体的な利用方法などについては、今後、地域の皆様の御意見も聞きながら、検討してまいりたいと考えております。</p>	3
6	<p>資料P. 4 基本方針 5 資源循環・エネルギー利用に優れた施設 「厚木市環境基本計画」の環境配慮指針の公共施設配慮項目を確実に実施するよう追加する→「資源となるものは可能な限り回収し、再生利用するとともに、施設から発生する熱エネルギーを効率よく利用し、建物の省エネルギー化、省エネルギー設備の設置、雨水利用設備の設置、県内の森林から生産される木材の利用、地域冷暖房の検討を進めることで、資源循環型社会の一翼を担う施設とします。」</p> <p>資料P. 5 基本方針 8 住民に愛される施設 再生可能エネルギーの理解促進のため追加する→「ごみ処理の過程や再生可能エネルギー活用をわかりやすく学ぶスペースを確保するとともに、隣接緑地とコラボして、緑地内に水車、風車、太陽光発電、地中熱井戸、バイオマス発電施設などを設置して、住民が集い、学び、ふれあうことができる、愛される施設とします。」</p> <p>資料P. 6 基本条件 図 3-1 ごみ処理体系図中の構成市町村の分別区分中の剪定枝の一部を新施設で焼却するフローを追加する(理由:構成市町村は山林が多く、今後、森林の保全、活用を進める中で、多くの林地残材、剪定材の増加が見込まれ、その一部を木質バイオマス発電として実現する。少なくともバイオマス発電技術の蓄積をはかるため)</p> <p>資料P. 28 表 8-2 余熱利用の想定 温泉発電では、100℃前後の高温水発電が可能になっています。当施設でも高温蒸気での5000kw発電機のみでなく、高温水での発電機の導入検討願います。</p>	<p>今後の基本設計の中で参考にさせていただきます。</p> <p>剪定枝については、現在、構成市町村で資源化しており、余熱利用については、高温・高圧の蒸気を必要とする発電を優先し、次いで熱供給先が必要とする温度に合わせ、熱を再利用するカスケード利用等を行います。</p>	3

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
7	4、5年前、私の前の用水路が大雨氾濫した。かさ上げ2メートルとあるが予想もしない大雨が降れば、東部東側は水没になる。役所はあまりにも現状を知らなすぎる。	新施設は国の方針により大規模災害時にも稼働を継続し、地域の防災拠点としての役割を期待されております。県のハザードマップを考慮し、万が一の場合に備えて相模川の堤防の高さと同じになるよう2メートルの敷地嵩上げを行うものです。	3
8	合計約5.6ヘクタールで整備する部分が2メートル嵩上になった場合、金田地区のどの辺までが、その2メートルより低い場所に該当してしまうのでしょうか。水が流れてくるのが心配ですので教えてください。	御心配されている敷地を嵩上げすることによる周辺地域への影響につきましては、今後行う環境影響評価の中で調査し、金田地区の皆様にご迷惑がかからないように対策を検討します。	3
9	P12 建設予定地の件 処理施設及び緑地（がれき置場）を合わせて5.6ヘクタールを災害対策のため2メートルのかさ上げする計画がされているが、なぜ水没地区にこのような設備を作らなければいけないのか、同じ水没地区に金田の市民が生活をしています。市の設備だから、かさ上げして守る、市民の生命財産を守るのが行政の仕事ではないのか。相模川の上流で堤防から冠水した水が堤内地を通り、かさ上げ部分に当たり、その水が高さを増し、金田東部住宅地に流れてくる。かさ上げは被害を増大する。これで発生した災害は厚木市による人災です。	なお、県のハザードマップの浸水想定区域は、概ね150年に1回程度起こる大雨により仮に相模川堤防が決壊した場合に想定される浸水の状況を一定の条件の下でシュミレーションした結果を示したものです。	3
10	煙突の高さについて、最近、近隣で作った施設、相模原は100メートル、平塚、秦野は80メートルだ。リコーのビルだって99.9メートルある。高い煙突での拡散効果を見せず、景観や圧迫感の軽減というが、目に見えない大気汚染軽減とどちらが大事なのか。	計画にございます新施設の煙突の高さ59メートルは現環境センターと同じ高さで暫定的に計画したものです。 実際に整備する煙突の高さは、今後、行う環境影響評価の中で、拡散効果や景観を審査していただき、決定してまいります。	3
11	煙突の高さは、最近建設された他都市のように100メートルにし、目に見えない大気汚染の軽減に努めるべきだ。	なお、平塚市や秦野市より後に施設を建設している高座清掃施設組合（海老名市、座間市及び綾瀬市）や横須賀市の煙突の高さは、いずれも59メートルとなっています。	3
12	計画策定の背景やスケジュールについて（P1～2） 環境施設組合は平成19年ころから、熔融式炉の欠点がいろいろと言われていたにも関わらず、再検討せず、最近まで熔融式で考えていた。今になって、①炉の形式を変え、焼却灰資源化の方向に舵を切った。その結果、②清川の最終処分場は不要になった。 そして今度は、③さらに5年延長、要するに組合は平成19年以降、8年間仕事をしてこなかったのと同じ。その「つけ」を金田に押し付けるのは御免願います。	当初の厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画では、中間処理施設には熔融炉を設置し焼却灰はスラグ化して最終処分場へ埋め立てる計画となっておりました。 しかし、その後に民間のごみ処理技術の革新があり、焼却灰はそのまま資源化できるようになりました。 このような背景の下、学識経験者などで構成されたごみ中間処理施設整備検討委員会から、焼却灰は熔融せず全量資源化した方が望ましいとの提言を受け、熔融施設は設置せず、熔融施設から生成されるスラグで埋め立てる計画であった最終処分場計画は中止としたものです。 この計画変更は、経済面や環境面などから構成市町村にとってより良い施設を検討した結果として御理解いただければと思います。	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
13	<p>7ページ目 新施設の整備スケジュールについて</p> <p>厚木市は、「厚木市環境センターの継続使用及び愛川町のごみの受入れについて（協力要請）」（平成20年7月14日）に記されているとおり、「整備を進める中間処理施設の稼働予定であります平成32年度までの間、現行の厚木市環境センターを引き続き使用して対応させていただきたいと考えております。」という内容で金田地区に協力要請しました（延長）。</p> <p>これに対し金田地区は、「継続期間は、平成32年3月31日までとする。」（平成20年10月20日）と回答しています。平成32年3月31日で終わりです。厚木愛甲環境施設組合として、平成32年4月1日以降の考えをお教えてください。</p>	<p>新施設稼働までは、現環境センターでごみ処理を行うことになると考えております。</p>	5
14	<p>7ページ目 新施設の整備スケジュールについて</p> <p>新しい施設の、「稼働開始目標年度は、平成37年度」と記されています。</p> <p>仮に現施設が平成36年度末まで稼働するとしたら、その安全性の検証を第三者機関に調査させるよう、組合から厚木市へ指示してください。</p>	<p>現環境センターは厚木市が管理しておりますので、組合としては回答できませんが、新施設が稼働するまでの間、現環境センターが安全で安定したごみ処理が継続できるよう厚木市にお願いしてまいります。</p>	5
15	<p>スケジュールについて（P7）</p> <p>新施設の稼働時期は平成37年度。現設備で平成32年度までのところ平成37年度までの5年延長。しかも5年で済む保証はない。</p> <p>延長は認められない。延長するなら候補地を見直すべきだ。</p>	<p>施設整備スケジュールについては、環境影響評価など法的手続きに要する期間や標準的な工期を踏まえて稼働時期を平成37年度としておりますが、常に事業を進める上での課題を意識し、可能なものは前倒しして少しでもスケジュールが短縮できるよう努力してまいります。</p>	5
16	<p>P7の施設整備スケジュールによると稼働日が平成37年となっているが、現在の設備が稼働しているのは金田の皆様の理解により10年延長（平成32年）までを認めてきたからです。</p> <p>今回の説明会で5年延長の話がありましたが、10年延長を決めた時の金田の皆様の気持ちが分かりますか。厚木市がごみで困るからです。その金田の皆様の気持ちが分からず5年延長かよ、また、延長計画が進まなければ行政は延長して逃げるだけ。5年延長は断固として認められない。</p>		5
17	<p>現在の処理施設を平成32年まで延長するときの内容も市が勝手に改ざんした。</p> <p>再度5年延長する説明会でこの期間で完成は確約出来ない説明があった、こんな無責任な計画は見直すべきだ。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
18	<p>規制値について 厚木市が平成 23 年度秋に金田地区に回覧したビラには、規制値について、新しい施設となれば、ダイオキシン類：更新後の施設の測定値 0.00019 ナガラム/㎡となるとしている。これは約束の申し出である。 今回の自主規制値は、0.05 ng-TEQ/㎡N以下とある。単位をそろえて示すべきである。</p>	<p>御意見いただきました回覧については、平成 25 年度に厚木市が配付したのですが、ダイオキシン類の測定値「0.00019 ナガラム/㎡」は、近年稼働開始した近隣の施設の運転状況を参考にして、新施設も同等の性能になるであろうことを示したものです。 なお、対象とした近隣施設の自主規制値は、本計画でお示しした自主規制値「0.05 ng-TEQ/㎡N」と同じ値となっております。</p>	5
19	<p>排ガスの基準について、ダイオキシンについては法規制値 0.1ngに対して自主規制値 0.05ngである。 一昨年 9 月に厚木市が作成した自治会回覧には、他市新施設の測定値が 0.00019 になった改善例が載っていました。100 倍違う。 単に新施設の低公害を印象付けるネタで、住民を欺くための資料だ。法規制値 0.1 に対し、現施設での測定値は 0.1 を超えていることがある。0.05 が自主規制値ならおかげさうにいうほど「環境にやさしい施設」ではない。</p>	<p>自主規制値に用いた単位「ng-TEQ/㎡N」について、「ナガラム/㎡」と「ng-TEQ/㎡N」は、同一単位です。 気体の体積は、温度や気圧によって変わるため、体積を表す場合には、空気の温度と圧力を決めなければ濃度の基となる物質の量を正しく表すことができません。 このため、空気の温度が 0℃、1 気圧の状態を標準状態と定めて、濃度測定時の温度と圧力における体積をこの標準状態に置き換える必要があります。 この置き換えたことをノーマルの頭文字「N」を付けて表します。 また、ダイオキシン類は、類似化合物の混合体として存在し、それぞれの類似化合物の毒性の強さが異なるため、混合物の毒性としては、各類似化合物の量にそれぞれの毒性乗率を掛けた値を合計した毒性等量（表記は、「TEQ」として表します。 厚木市の回覧文書で用いた単位は、正確にはng-TEQ/㎡Nと表記しますが、環境分野なじみの少ない方にも分かりやすいよう、ナガラム/㎡ (ng/㎡) としたものです。</p>	5
20	<p>6 公害防止計画について 1. どこの地点での計測の値か記載がない。 2. 生きた公害防止計画を求める。周辺民家（3k内）の雨どいの下、浸透枘が民家では一番集積することは福島原発爆発事故から明らか。計測を求める。ゼロを求める。 3. 基準を満たすのであれば、武蔵野市同様、市役所前の中央公園に建設を求める。</p>	<p>1の排ガス計測場所については、法令の趣旨により煙突内部となっております。 2、3については今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
21	<p>各所に環境影響評価において... とあるが、調査項目に人（ヒト）の心理面の要素を入れていただきたい。 住民に与えるストレスを測るように環境影響評価を行うべきである。稀少植物を調べてもいいが、人（ヒト）を大切にいただきたい。</p>	<p>環境影響評価については、県条例に従い実施してまいります。</p>	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
22	100%資源化できなかった場合の残物、残渣はどのように処理することを考えていますか？	現在の民間のごみ処理技術によれば焼却残渣の資源化は100%できます。この技術により焼却残渣を100%資源化してまいります。	5
23	焼却灰の資源化は27年9月議会でも取上げられたように上手くいかない歴史、全国で一斉に資源化で集中するので余っていくことは明白。通り一遍の計画であり、上手くいかないときの対応等がない、その場しのぎの計画であり、反対。 上手くいかないときにお手上げになり、住民が犠牲になる計画。柏市、あびこ市を見よ。		5
24	余熱利用について、現段階で具体的な計画がないとありますが、「厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画」には厚木市環境センターの余熱利用については、施設内及びふれあいプラザ（プール及び入浴施設）で引き続き利用してまいります。新たな中間処理施設は、広域化基本計画で掲げたとおり、サーマルリサイクルの観点から積極的に余熱を回収して発電を行い、施設内で利用することを優先します。の記述があります。これもまた、住民をだますための方便なのでしょうか。	ごみ中間処理施設整備基本計画は、新施設が稼働する平成37年度以降の余熱利用形態について説明したもので、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画は、現在の余熱利用形態も含めて説明したものです。	5
25	施設整備に係る計画支援事業費及び用地費を除いて施設建設費の試算額として209億円が想定されています。この金額については他の同等あるいは近いスケールの市町村の施設建設費と比較する必要がありますが、批判・指摘される可能性が高く、早急にデータを取り寄せ比較されたほうがよろしいかと思われます。個人的には現状とはかけ離れた数値であると思います。	建設費の試算は、平成26年度に実施したプラントメーカーへのアンケートを参考にしたものです。 今後行う施設基本設計において、施設設備の詳細な仕様に基づき再度、試算を行う予定です。	5
26	建設費総額について、ごみ焼却施設、施設建設費188億円（用地費は含まない）とのことですが、ほんとうでしょうか。インターネットの施設概要でみると、熔融式の炉を設けた相模原では3炉で約189億円、ストーカ式の秦野は2炉で約94億、流動床式の平塚は3炉で113億円となっていました。信じがたいです。本当に見積もりしたのでしょうか。		5
27	中間処理場と災害時廃棄物一時保管場所は全く別の課題だ。これだけ大きいゴミ処理問題が住民に十分な説明もなく、市の広報に載るでもなく一方的に金田にゴミ処理を負担させる進め方に疑問を感じる。	災害廃棄物一時保管場所につきましては、東日本大震災の教訓から国から示された指針に基づき設置するもので、大規模災害に備え構成市町村にとって必要なものであると考えております。 また災害廃棄物一時保管場所の設置箇所数は、構成市町村が策定する災害廃棄物処理計画の中で示されることとなりますが、本計画にある金田以外にも複数設置する計画となりますので、決して金田地区の皆様だけに負担を負わせるものではありません。	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
28	約3.8ヘクタールの拡張部分は「災害廃棄物ストックヤード」ですか？「災害廃棄物ストックヤード」とは一般的にはどのように定義されていますでしょうか？	約3.8ヘクタールの拡張部分につきましては、県が計画していた三川公園区域でありましたことから、地元の皆様をはじめ構成市町村の住民の皆様が自由にお使いいただける緑地として整備してまいります。 なお、東日本大震災の教訓から、国が示した指針に従い大規模災害時には構成市町村の災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。 「災害廃棄物ストックヤード」については、処理しきれない廃棄物を処理するまでの間、一時的に保管する場所ということで認識しております。	5
29	建設予定地約1.8ヘクタールでは、安全で周辺環境に配慮した施設配置が難しいことの具体的な問題点を教えてください。	主な問題点は、①～⑦のとおりです。 ① 敷地嵩上げにより相模川堤防側を除き、垂直の擁壁で囲まれるため、周囲道路交差点の見通しが悪くなる。 ② 緑地率の確保が困難 ③ 敷地内の車両動線が交差してしまう。 ④ 駐車場の台数が少ない。 ⑤ 施設から敷地境界までの距離が短い。 ⑥ 建設工事中の資材等置場の確保が困難 ⑦ 北側の水田の日照を阻害する。	5
30	構成市町村が策定する災害廃棄物処理計画は、いつ策定されるのでしょうか？内容がわかるまで地元住民は不安でいっぱいです。	災害廃棄物処理計画は、構成市町村が策定するため、当組合で回答はいたしかねますが、平成29年度を目標に策定作業を進めているものと聞いております。	5
31	P12 緑地 災害廃棄物一時保管場所について、一時保管場所の「一時」に関して、最長期間は何日と考えていますか？ 土壌汚染はありませんか？	発生する災害の規模により災害廃棄物の量が変わるため、一概に日数を設定することはできませんが、参考までに阪神淡路大震災や東日本大震災では、災害廃棄物の処理に概ね3年を要しております。 土壌汚染への対策は、廃棄物を搬入する前に遮水シートを張るなど国の示した災害廃棄物対策指針に従い一時保管場所を管理してまいります。	5
32	がれき置き場を造らないでください。「金泉専用水道組合」で50年以上、井戸水を共同管理しています。地下水が汚染されてしまい、利用できなくなってしまうので金田地域にがれき置き場を造らないでください。	廃棄物を搬入する前に遮水シートを張るなど、国の示した災害廃棄物対策指針に従い一時保管場所を管理し、地下水汚染が起きないように万全の対策を取ってまいります。	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
33	<p>災害廃棄物一時保管場所について、公園は緑地に、そして緑地はいつの間にかガレキ置き場（災害廃棄物一時保管場所）と変遷している。住民無視だから次々と協定もすりかえられていく。住民はいまでも公園ができると思っている。平成19年の候補地再検討委員会でも用地単価は10倍の開きがあるとしている。ガレキ置き場を作るなら用地費が10分の1で足りる他候補地に作るべきだ。金田に建設する経済的メリットは何もない。また、短期間で焼却処理できないガレキを一か所に集めて保管するメリットもない。</p>	<p>災害廃棄物一時保管場所として計画している場所は、県が計画していた三川公園区域でありましたことから、地元の皆様をはじめ構成市町村の住民の皆様が自由にお使いいただける緑地として整備してまいります。</p> <p>なお、東日本大震災の教訓から、国が示した指針に従い大規模災害時には構成市町村の災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。</p>	5
34	<p>ゴミ処理施設予定地の北側に市の公園（緑地帯）を作り災害時のガレキ置場にする計画に反対。周辺は優良農地である。</p> <p>ガレキ置場は、汚泥による粉塵、有害物飛散の恐れがある。（ガレキを運び入れるトラックも同じ）中止すべきである。</p> <p>焼却場の煙突は100メートル以上とすること。</p> <p>現行の煙突60メートルについては、前回これ以上高くすることは航空機の進路障害となるため認められないとの回答であったが真っ赤な嘘。市民を騙すな。</p>	<p>施設の北側隣接地につきましては、県が計画していた三川公園区域でありましたことから、地元の皆様をはじめ構成市町村の住民の皆様が自由にお使いいただける緑地として整備してまいります。</p> <p>なお、東日本大震災の教訓から、国が示した指針に従い大規模災害時には構成市町村の災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。</p> <p>御心配されている粉塵の飛散などについては、廃棄物に飛散防止シートを被せ、散水するなど、国の示した災害廃棄物対策指針に従い一時保管場所を管理してまいります。</p> <p>また、計画にございます新施設の煙突の高さ59メートルは、現環境センターと同じ高さで暫定的に計画したものです。</p> <p>実際に整備する煙突の高さは、今後行う環境影響評価の中で、拡散効果や景観を審査していただき、決定してまいります。</p>	5
35	<p>P12に建設予定地の中に3.8ヘクタールを緑地（がれき置場）のために農地をつぶしてまで作る必要があるのですか、土地単価の高い地区であり、なぜ堤内地でなければいけないのか堤防道路の反対側に堤外地があり、整備して（緑地）がれき置場にする事で予算も少なくて済み、又、市民生活場より離れており、環境面でも少しは良くなる。</p> <p>計画は見直すべきである。税金の無駄使い。</p>	<p>3.8ヘクタールの部分につきましては、県が計画していた三川公園区域でありましたことから、地元の皆様をはじめ構成市町村の住民の皆様が自由にお使いいただける緑地として整備してまいります。</p> <p>なお、東日本大震災の教訓から、国が示した指針に従い大規模災害時には構成市町村の災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。</p> <p>これらのことから、必要な用地と考えております。</p> <p>また、御意見いただきました堤外地での災害廃棄物一時保管場所の整備につきましては、河川区域であり河川法の規制によりできません。</p>	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
36	<p>用地取得費用縮小の目的で1.8ヘクタールで計画したものがいつの間にか5.6ヘクタールに拡大している。</p> <p>経費増大な計画は間違っている見直すべきだ。</p>	<p>施設の北側隣接地につきましては、県が計画していた三川公園区域でありましたことから、地元の皆様をはじめ構成市町村の住民の皆様が自由にお使いいただける緑地として整備してまいります。</p> <p>なお、東日本大震災の教訓から、国が示した指針に従い大規模災害時には構成市町村の災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。</p> <p>これらのことから、必要な用地と考えております。</p>	5
37	<p>浸水の危険な区域に盛り土をして作っても崩れやすいことには変わりはない。地下水位が高ければ容易に崩れることは自明である。</p> <p>国が災害に耐えうる施設を求めているのであれば、地盤の強固な所に建てるのが当然の道理である。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、建設に当たっては地質調査を行い、そのデータに基づき強靱な施設となるように設計してまいります。</p>	5
38	<p>予定地が災害対策上、不適である。</p> <p>1. 浸水地域であり2～5メートルの浸水対策が必要であり、盛り土に耐久性がないことは東日本大震災でも証明済み。</p> <p>2. 相模川沿いは洪積世地層と沖積世地層が入り混じり建物は建設後数十年で段差ができています。座間高校、海老名高校しかり。建物の支持基盤は洪積世であり、市内の洪積世地層の所を選ぶべきである。</p> <p>3. 高圧線の鉄塔も同じである。沖積世地層の上の塔は弱い。</p>		5
39	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>拡張する土地代金が適正な予算で進められているか説明をしてください。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、用地費については、都市計画決定後、土地鑑定評価を行い、公有地評価委員会の中で適正な単価を決め、予算計上してまいります。</p>	5
40	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので中止させてください。</p> <p>選定した場所が、現施設の隣であり環境汚染が心配です。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、御心配されている環境汚染については、公害防止計画に基づき自ら監視し、環境保全に努めてまいります。</p>	5
41	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>組合が「基本協定書」の法律効果をどのように考えているか教えてください。</p>	<p>建設候補地選定及び基本協定書の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
42	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>拡張用地について地元の意見をどのように聞くのか、具体的な活動を教えてください。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、拡張用地については日常的には緑地として住民の皆様にご自由に御使いいただける広場的な用途としますことから、その整備につきましては、地元自治会の皆様から御希望を聞きながら進めてまいりたいと考えております。</p>	5
43	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 26 年 9 月：第 4 回検討委員会での検討【煙突の高さについて】景観への配慮も重要だが、高い煙突の方がより大きな排ガス拡散効果に期待が持てるため、今後地元住民との協議をしながら決めていきたい。」と記されています。具体的な協議内容を教えてください。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、検討委員会での煙突の高さについての協議内容ですが、煙突の高さは景観的には低い方が好ましいと思われるのですが、高いほど排ガス拡散効果があります。これについては、環境影響評価を進める中で地元住民の意向も反映しながら協議してまいります。</p>	5
44	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので中止させてください。</p> <p>三川公園の中止について、市から説明がありました。県からの説明がありません。組合から県へ依頼して頂けないでしょうか？</p>	<p>建設候補地選定及び三川公園の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
45	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>パブコメ意見は、全て省略せずに掲載してください。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、パブリック・コメントの集計については、同じ意見のものはまとめるなどして、集約したものを公表しております。</p>	5
46	<p>建設予定地の選定理由の 1 つが建設予算が少なく済むというので金田が決まると説明がありましたが、その時点では 1.8 ヘクタールと現行の焼却場の面積を共用して建てるとして予算計画が立てられており、計画が進むにつれ、現行の焼却場は使用せず、5.6 ヘクタールという膨大な用地を買うというように変更になっている。</p> <p>選定理由にミスがあった計画を進めている。多額の税金を使い、計画を変えようとする。すぐに中止し、他の候補地を選定すべきである。至急計画を見直すべきだ。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p> <p>約 3.8 ヘクタールの拡張部分につきましては、県が計画していた三川公園区域でありましたことから、地元の皆様をはじめ構成市町村の住民の皆様が自由にお使いいただける緑地として整備してまいります。</p> <p>なお、東日本大震災の教訓から、国が示した指針に従い大規模災害時には構成市町村の災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。</p> <p>これらのことから、必要な用地と考えております。</p>	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
47	<p>基本協定に於いては、新焼却場の北3.8ヘクタールについては、「三川公園」の延長となっていたが、「緑地」に変わり、その後「災害発生時の廃棄物一時保管場所」と変わってきている。又清川村の「最終処分場」の計画も実質的に消滅している。このように当初の計画が次々に塗替えられ、住民との約束が実質的に大きく変えられようとしています。</p> <p>厚木市や厚木愛甲環境施設組合は国が行った、オリンピックのエンブレムおよび国立競技場デザインの白紙撤回を、大いに見習い中間処理施設の設置用地場所の全面見直しを行うことを希望いたします。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
48	<p>2ページ目、平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>自治会は機能しておりません。自治会は住民の意見を無視しております。市に、候補地を再検討するよう指示してください。</p>		5
49	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定をしますので決定を受けないでください。自治会は機能しておりません。</p> <p>組合は、市の候補地決定を受けないでください。市に、候補地を再検討するよう指示してください。</p>		5
50	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定をしますので決定を受けないでください。自治会は機能しておりません。</p> <p>組合は、市の候補地決定を慎重に調査して下さい。市に、候補地を再検討するよう指示してください。</p>		5
51	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定をしますので決定を受けないでください。自治会は機能しておりません。</p> <p>市に、候補地を再検討するよう指示してください。特に厚木市の議員の方へお願い致します。</p>		5
52	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は地元住民への説明を2回しか行っていません。厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
53	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定をいたしましたので、この決定を受けないでください。</p> <p>焼却場の設置は現在の場所に固定せず違うところに移すべきです。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
54	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので実態を調査してください。本計画を進めないでください。</p>		5
55	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>県立相模三川公園予定地が災害時には災害廃棄物一時保管場所となった経緯の討議内容を公開してください。</p>		5
56	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>県立相模三川公園の計画は中止されたのか、組合が厚木市から受けた説明を公開してください。</p>		5
57	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>敷地面積の検討について、どのような調整、検討がなされたのか、厚木市からの説明を公開してください。</p>		5
58	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>市は「建設候補地」、組合は「建設予定地」と言って、市と組合は巧みに候補地選定・検討の責任を回避していると思います。建設予定地の選定がどのような過程で進められてきたのか、問題はないのかを調査してください。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
59	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>厚木市が平成 20 年 4 月に設置した「厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討委員会」の名簿を、組合から厚木市へ情報公表するように要請してください。</p> <p>選定した場所が、浸水地域であり不適切です。そのような場所をなぜ選択したのかを公平に評価するためです。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
60	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>平成 27 年 8 月 12 日付厚木愛甲環境施設組合事務局長回答によると、「現在の候補地 1.8 ヘクタールに隣接する北側約 3.8 ヘクタールの土地は、災害廃棄物一時保管場所などとして、大規模災害に備えた 3 市町村にとって必要な場所として位置づけ…」とされています。どのような経緯で本結論に達したのか説明してください。</p>		5
61	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定をしますので、この決定を受けないでください。</p> <p>厚木市に建設候補地の選定が誤っていることと、選定のやり直しを指示して下さい。</p>		5
62	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は間違った決定をしますので、この決定を受けないで下さい。</p> <p>組合は、市の候補地決定を慎重に調査して下さい。市に、候補地を再検討するよう指示して下さい。</p>		5
63	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。厚木市から住民への説明はゼロに近い状況です。</p>		5
64	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので調査してください。</p> <p>組合は厚木市が決めた建設候補地の選定をやり直すよう指導して下さい。</p> <p>厚木市が行った説明会が 2 回では到底『しっかり地元の御理解を頂いた』には至っておりません。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
65	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので中止させてください。</p> <p>組合は厚木市が決めた建設候補地の選定のやり直すよう指導してください。</p> <p>説明会で出された東部の意見調査に対する厚木市からの回答がありません。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
66	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った決定に基づき計画を進めていますので中止させてください。</p> <p>説明会では『地元の皆様の御理解のもと、』と厚木市は述べていますが、現状はそれとは程遠いありさまです。組合は厚木市が決めた建設候補地の選定をやり直すよう指導してください。</p>		5
67			5
68			5
69			5
70			5
71	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>「用地選定」は厚木市の専権事項だから組合は一切関与しないという方針の理解でよろしいでしょうか？</p>		5
72	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>地元との調整はなされておられません。</p> <p>組合の議員の皆様へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 24 年 3 月 17 日厚木市による説明会 平成 25 年 8 月 11 日金田地区環境保全委員会、金田上部中部東部 3 自治会主催による経過報告会 平成 27 年 12 月 20 日厚木市、厚木愛甲環境保全施設組合による説明会 <p>に参加し、非公式ですが議事録を作成しております。是非一度目を通していただきたくお願い申し上げます。</p>		5
73	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>第 5 回厚木愛甲ごみ中間処理施設整備検討委員会の議事概要に「厚木市において 1.8 ヘクタール及びその隣接地について地元との調整をされ、」と記載されています。地元と調整した経緯はありませんので調査して訂正してください。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
74	<p>用地選定について、平成 19 年からの候補地再検討委員会で 3 ヘクタール以上の用地が必要とされていたものの金田は用地の単価が高いこともあり、23 年の経営会議では 1.8 ヘクタールに縮小したうえで金田を候補地にした。</p> <p>ところが、用地の取得費用も考慮して選定したにも関わらず、5.6 ヘクタールに拡大することになったのだから選定根拠が崩壊している。</p> <p>また、金田は平たん地で造成費が少なくて済むといった根拠も「浸水地であり 2メートル以上のかさ上げが必要」で崩壊している。「過ちては改むるに憚ること勿れ」といわれるように厚木市、厚木愛甲環境施設組合は、速やかに過ちをあらため、候補地を見直すべきだ。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
75	<p>厚木市のゴミ処理の負担は、厚木市全域で負うべきものであり、金田地域に背負わせるのは市民として不当である。</p>		5
76	<p>新中間処理場の稼働開始目標年度が平成 32 年度から 37 年度と 5 年延長するとの説明を受けた。地元住民は、平成 32 年以後現施設の稼働を認めない。しかし、平成 32 年度では新施設は竣工出来ないのが難題である。</p> <p>解決する方法としては、建設候補地の見直しである。金田以外の地区に選定し直して建設するのなら、金田の住民は納得して現施設の稼働を認めるであろう。</p> <p>速やかに建設地の再々検討を行うことを要請する。</p>		5
77	<p>建設予定地は、厚木市環境センターの北側隣接地の農業振興地域である。ところがごみ焼却施設は建築基準法や都市計画法の主旨を考えると通常は工業地域や準工業地域に建てるのが望ましいとされている。</p> <p>市内では、工業系の用途地域が約 33% を占めるなどこの候補地以外に適地がないとはとても言えない状況にある。「過ちては改むるに憚ること勿れ」といわれるように厚木市、厚木愛甲環境施設組合は速やかに過ちをあらため、候補地を見直すべきだ。</p> <p>ちなみに、現在区画整理事業が進められている森の里東地区は工業系の用途地域として整備されていることから最適地である。</p> <p>特高圧の送電インフラも近くにあり、メガソーラーも近くにある。近年の経済状況もあり新規の企業誘致には難しいものもある。ごみ焼却施設が名乗りをあげ一番乗りすべきである。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
78	金田はもう30年近く協力してきた。厚木市のごみの問題は一地域に押し付けるのではなく厚木市全域で負担すべきだ。なのに、さらに負担を負わせられることは理不尽だ。早急に候補地を見直すべきだ。	建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。	5
79	建設予定地については、平成25年5月の閣議決定に基づき、浸水対策のため敷地かさ上げをうたっている。この時点では、 (1) 予定地決定前である。 (2) 金田地区住民にこの情報（閣議決定）は知らされていない。隠とくされていた。 (3) 協定書の締結前である。 よって不誠実行為であり、予定地決定の破棄を求める。		5
80	2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。市議会議員の方にお願ひがあります。厚木市の本事業の進め方をじっくり調査して下さい。厚木市の行政は正しく行われていないので厳しく追及して下さい。		5
81	2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。良識のある議員さんへお願ひ致します。厚木市の誤った進め方を中止するよう指導して下さい。		5
82	2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。 地元住民に対し、「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間施設整備検討委員会」の報告は一切行われておりません。出席者を指導して下さい。出席者からの説明を聞いて、討議して意見を出す手続きを進めたいと思います。		5
83	2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。 金田はこれまで何十年も協力してきました。それなのにさらに負担を負わせられることに住民は非常に不満をもっています。皆の意見が届いていません。	5	

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
84	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>現環境センターの稼働延長については、自治会員の意見を集約しないで延長を容認することの無いようお願いしておきます。</p>	建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。	5
85	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>自分たちが計画したがれき置き場を、高台にあるなんてそのような計画を、無責任な計画をするのはちょっといかがかなと思います。以上です。</p>		5
86	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>がれき置き場を緑地をというふうな話に今進んでおります。あまりにも無責任で、そういった市民の声も何にも聞いてない。</p>		5
87	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>土地をかさ上げするとそこに溜まる水は住宅街の方に流れるじゃないですか、ちゃんと頭に入れて計画してくださいよ。</p>		5
88	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>施設の固定は避けたいです。</p>		5
89	<p>P11 建設予定地の件</p> <p>現在の施設の近い位置に多くの市民が生活をしている。34年間を耐えて来たのに、又、現在より近い位置に新施設を作る事は、金田地区の市民は更に健康に注意しながら生活をして行かなければならない。</p> <p>同地区再建設する事については強く抗議する。再建設は断固反対する。</p>		5
90	<p>市長は現処理施設建設時に約束した、次回建設しないこのことを守るべきだ。</p>		5
91	<p>候補地選定基準がおかしい。市民が納得できる基準を公表し選定し直すべきだ基準作りからやり直してください。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
92	<p>金田は十分に協力してきた。次は他のところに移転すると聞いていた。今回地元住民には、事前にいっさい知らせず内緒にして、自治会の役員だけで決定している。説明会は1回しかありません。3～4回したと言っているが金田は3部落に分かれているので各地区は1回です。反対者の意見はいっさい考慮されていません。愛川町、清川村からお金をもらうことにした、これは迷惑料？ですか。その他諸々の要望を聞くから了解してくれと言われた。何か変ですね。間違っていないか。</p>	<p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
93	<p>ごみ中間処理施設が、建設されようとしています。その経過がわかりません。厚木市からも何の説明もなくいつの間にか、中間処理施設建設地になっておりました。厚木市斎場施設については、地域住民とよく話し合っており、また、施設の説明をして設置されたと聞いたことが有ります。斎場については、説明して設置したとのことですが、ごみ中間処理施設については、地域住民には十分説明もせず自治会役員と何とか委員会の間で進んでいます。厚木市と地域役員との間に何らかの癒着があるのかと疑いたくなります。金田地域については、厚木市のごみ収集車置き場、現在環境センターと30年強にわたり厚木市の焼却場を担ってきました。</p> <p>金田地域は、相模川と中津川に挟まれた三角地帯と焼却場で土地価格が低いようです。今回は他地域でよいと思います。</p>		5
94	<p>(世にもふしぎな物語です) 新しい焼却場建設です。市役所も、用地探して大変です。どこをあたっても反対、反対で難儀しています。その頃、金田住民の賛否も取らずに、焼却場を作りましょうと言う、自治会長が現れました。個人判断、独裁者だ。市会の議員さんも賛成です。地元議員も勿論賛成です。</p> <p>焼却場断固反対、白紙撤回(怒)(まことに奇妙な物語です)</p>		5
95	<p>ゴミ焼却施設は、もう2度とこない2度目は、ほかの所に行くと言われていました。</p> <p>説明会と言われ聞きに行きましたが決定の話で何も説明はありませんでした。この件に対して6人の方で話し合ったと聞きましたが公の話なのにプライバシーとかで名前も聞かされませんでした。地主と自治会長と市の3組での話し会だったのか？住民には何もなく意図を聞いてくれないのか？施設は利用者全体で分かち合うべきではないでしょうか。</p> <p>金田ばかりに負担させないでください。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
96	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成27年7月4日に金田地区環境保全委員会建設対策部会が開催されたと聞きました。出席者を公開してください。</p>	<p>建設候補地選定及び金田地区環境保全委員会建設対策部会の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
97	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成27年7月4日開催金田地区環境保全委員会建設対策部会で配付された資料を公開してください。</p>		5
98	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成27年7月4日開催金田地区環境保全委員会建設対策部会で配付された資料を公開してください。</p>		5
99	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成27年8月13日に金田地区環境保全委員会建設対策部会が開催されたと聞きました。出席者を公開してください。</p>		5
100	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成27年8月13日開催金田地区環境保全委員会建設対策部会で配付された資料を公表してください。</p>		5
101	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成27年8月13日開催金田地区環境保全委員会建設対策部会の議事録を公表してください。</p>		5
102	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成26年度に金田地区環境保全委員会建設対策部会が2回開催されたと聞きました。出席者を公表してください。</p>		5
103	<p>2ページ目 平成25年11月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成26年度に2回、開催された金田地区環境保全委員会建設対策部会で配付された資料を公表してください。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
104	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 26 年度に 2 回開催、金田地区環境保全委員会建設対策部会の議事録を公表してください。</p>	<p>建設候補地選定及び金田地区環境保全委員会建設対策部会の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
105	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 25 年度に 10 回ほど開催された金田地区環境保全委員会全ての会合における建設対策部会で配布された資料を公表してください。</p>		5
106	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 25 年度に金田地区環境保全委員会建設対策部会が 10 回ほど開催されたと聞きました。全ての会合の出席者を公表してください。</p>		5
107	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 25 年度に 10 回ほど開催金田地区環境保全委員会全ての会の建設対策部会の議事録を公表してください。</p>		5
108	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 27 年 6 月 17 日に金田地区環境保全委員会建設対策部会が開催されたと聞きました。出席者を公表してください。</p>		5
109	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 27 年 6 月 17 日開催金田地区環境保全委員会建設対策部会で配付された資料を公表してください。</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
110	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 27 年 6 月 17 日開催金田地区環境保全委員会建設対策部会の議事録を公表してください。</p>	<p>建設候補地選定及び金田地区環境保全委員会建設対策部会の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
111	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 27 年度第 1 回組合事業懇話会 資料 3、P4「その後、厚木市及び地元との調整の結果、施設の敷地面積は、中間処理施設で約 1.8 ヘクタール、災害廃棄物一時保管場所として約 3.8 ヘクタールの合計約 5.6 ヘクタールで整備を進めることとなった。」と記されています。「地元との調整」についてどのような内容か具体的に公表をお願いします。地元住民へは知らされておりませんので承認できません。</p>	<p>建設候補地選定及び組合事業懇話会の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
112	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 27 年度第 1 回組合事業懇話会会議結果 P4『中間処理施設の拡張用地の計画』について地元の意見を聞くとありますが、「用地選定」はその範囲に入っていますか？</p>		5
113	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 27 年度第 1 回組合事業懇話会会議結果 P4「この拡張用地の整備は今後行う都市計画決定や実施設計、そして環境アセスメント等の事務を進める中で県の指導や地元の皆様の御意見を伺いながら計画を進めてまいりたいと考えています」と記されています。組合は、拡張用地については地元の意見を聞くようですが、建設予定地については地元の意見を聞かない、ということでしょうか？</p>		5
114	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 27 年度第 1 回組合事業懇話会 資料 1、最終項「施設稼働までの予定」に「用地選定・用地取得」の項目があります。組合は用地選定をしているのでしょうか？</p>		5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
115	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>平成 27 年度第 1 回組合事業懇話会資料 3、4P「その後、厚木市及び地元調整の結果、施設敷地面積は、中間処理施設で約 1.8 ヘクタール、災害廃棄物一時保管場所として約 3.8 ヘクタールの合計約 5.6 ヘクタールで整備を進めることとなった。」と記されています。どの組織とどの組織が調整したのでしょうか？不明確です。厚木市、組合、地元組織、自治会、…、誰（氏名）、を具体的に情報公表をお願いします。</p>	<p>建設候補地選定及び組合事業懇話会の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
116	<p>ここ数年金田地区において川原はもとより田や水路、道路とあらゆるところにゴミが捨てられています。今、企業の CSR が叫ばれている中で、公務員である環境センターの職員が働く地域に不法投棄されている現状に気付かないのはなぜでしょうか。環境センターという社会的負債を抱える地域であるなら、なおさら地域の美化に住民に交じて協力すべきではないでしょうか。3 市町村で協力してごみの中間処理施設を計画することは、ある程度理解できましたが、であるなら、環境センターを抱える地域に固定資産税や住民税の軽減を図り他の地域と比べても魅力ある(住んでみたい)地域になるよう努力していただきたい。緑地も災害時廃棄物一時保管場所と計画されているが、「ゴミは金田に持って行けば良い」としか聞こえてきません。少なくとも金田に隣接していない地域の住民は懐も痛まないし他人事なのではないでしょうか。将来に向けて大きな負債になりかねない人が敬遠する施設を建設するのであれば、これから先目減りするかもしれない資産価値や環境問題なども予め価値の減少として想定したうえで住民の理解を求めべきではないでしょうか。極端ですが、仮に金田に駅ができるくらい(人々が住んでみたい魅力ある便利で美しい)街づくりに率先して三市町村が協力してくれるといった確約書でも欲しいところです。でなければ、若い世代は金田から離れ、負の遺産だけがそそり立ちゴミだらけの街になってしまうのではないかと危惧しています。</p> <p>どうか計画の進捗をみたいのであれば、金田地区を魅力ある街にすべく力を貸してください。今いる住民の願いは、住んでいる金田が魅力ある誰もが住んでみたいと羨望の眼差しを注がれることだと思います。</p> <p>そうなれば誰も文句は出ないと思います。本計画に付随する街づくりを希望します。</p>	<p>御意見承りました。</p>	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
117	<p>1. 金田は市に協力してきた。</p> <p>2. センターの周りがあまりにもきたない（特に土手の東側）</p> <p>3. 行政の金田への関心がうす過ぎる。</p>	御意見承りました。	5
118	三川公園建設は、処理場建設する市と住民の契約事項です。公園建設が出来ないときは白色撤回すべきだ。	<p>金田の住民の皆様が望まれていた三川公園については、昨年度、県が堤内地の整備は行わない方針としたことから、基本協定に従い県に代わって市が整備することとなりました。</p> <p>その整備方法については、これまで様々な検討をしてみましたが、その時期に東日本大震災の教訓から国から災害廃棄物対策指針が示され、大規模災害に備え災害廃棄物一時保管場所を確保することが求められましたことから、新ごみ中間処理施設と併せて整備する計画としたものです。</p> <p>なお、この場所は堤内地の三川公園に代わる緑地として整備し、日常的には地域の皆様が御自由にお使いいただける広場的な用途としてまいりますので、御理解いただきますようお願いします。</p>	5
119	<p>施設が出来ると周りの環境も悪くなります。公園も出来ると思っていました。これからもここで住みたいです。</p> <p>作ってほしくありません。</p>	<p>御心配されている環境の悪化につきましては、公害防止計画に基づき自ら監視し、環境保全に努めてまいります。</p> <p>施設の北側隣接地につきましては、県が計画していた三川公園区域でありましたことから、地元の皆様をはじめ構成市町村の住民の皆様が自由にお使いいただける緑地として整備してまいります。</p> <p>なお、東日本大震災の教訓から、国が示した指針に従い大規模災害時には構成市町村の災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。</p>	5
120	12月20日の新ごみ中間処理施設整備に係る地元説明会で配布された資料1、2は、市が作成したものでしょうか？組合が作成したものでしょうか？文責はどちらにあるのでしょうか？わかりません。	新ごみ中間処理施設整備に係る地元説明会ですので、資料1及び2ともに当組合が作成したものです。	5
121	<p>平成27年12月20日の説明会は、市と組合の主催でしたが、その後のパブリック・コメント手続は、組合のみが1月に実施すると伺いました。</p> <p>市はパブリック・コメント手続を実施しません。市は市民参加手続を実施しないでよいのでしょうか？組合の考えをお教えてください。</p>	今回御説明いたしました基本計画（案）につきましては、組合が策定したもので、これに係るパブリック・コメントは組合が実施するものと考えております。	5

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
122	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について</p> <p>12 月 20 日説明会について組合は平成 27 年 12 月 20 日説明会の議事録を公開するといいましたがいまだアップされていません(平成 28 年 1 月 31 日現在)。早く掲載をしてください。パブコメ締め切りに間に合いません。</p>	<p>今回のパブリック・コメントは、ごみ中間処理施設整備基本計画に対しての御意見をいただくものですので、地元説明会の議事録によらず、御意見をいただければと思います。</p>	5
123	<p>組合は職員倫理条例を制定し、利害関係人との不明朗な接触を禁止すべきである。</p>	<p>今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
124	<p>以下の 2 項目が確約されなければ金田へのごみ焼却場建設には反対します。</p> <p>①立派な温水プールをすること。</p> <p>②三川公園をすること。</p>		5
125	<p>2 ページ目 平成 25 年 11 月厚木市の報告に基づき、新施設建設予定地が決定される、について厚木市は誤った進め方をしていますので決定を却下して下さい。</p> <p>組合は、「厚木市と地元住民の協議がどのように行われているのか関与しない」、という方針なのでしょうが？組合例規に照らし、説明してください。</p>		5
126	<p>反対運動を盛りあげるために</p> <p>1. 住民投票を実施する</p> <p>厚木市は常設住民投票条例があるので、2 名の市議会議員に協力してもらい住民投票に持ち込めたらと思う。</p> <p>そこで金田選定の非合理性を訴えたい。</p> <p>2. 金田地区選出議員等活用による請願、駄目なら陳情を行う。</p> <p>用地費高騰等、金田選定の非合理性のみを訴え市民を巻き込んでゆきたい。3 月議会に間に合うように請願又は陳情したい。</p>	5	
127	<p>環境の法規制値は恒常的に後追いであり、同じ地域にて排出すると子孫の代で健康被害が発生する確率が高い。金田のみに負担させるべきでない。</p> <p>地域のアンケートで反対多数なのに何故か？一部有力者のゴリ押しか？</p>	5	
128	<p>金田地区は十分協力してきた。</p> <p>声の弱いところに負担を延長させようとするのは、役人の考えそうなことだ。</p> <p>金田地区は反対を表明するべきだと思う。</p>	5	